

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C部長として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社工場から油の含有水が流出した可能性があったので、排水出口のある岸壁で海面の状態を確認するため、一段低い岸壁の排水口の上（高低差160cm）に降りる途中で、一旦高さ80cmの廃材の上に移った際、誤って足を踏み外して転落し、腕を負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、D病院に受診し、「脳出血の疑い、頭部外傷、右上腕骨遠位端骨折」と診断され、その後、E病院、F医院、G病院、H医療センターに転医した。監督署長は、右上腕骨骨折に係る療養については、業務上の事由によるものと認め、療養補償給付を支給した。その後、請求人は、転医先のH医療センターにおいて「末梢神経障害性疼痛、腰部脊柱管狭窄症、腰椎椎間板ヘルニア」等（以下「本件傷病」という。）の傷病名で療養を行った。

請求人は、本件傷病を発症したのは本件災害によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に認められた本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人に認められた本件傷病は本件災害によるものである旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人の本件傷病と本件災害との関係について、I医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び同年〇月〇日付け症状所見書において、要旨、「腰部脊柱管狭窄症、変形性脊椎症が労災事故により悪化した可能性は否定できないと考える。」、「腰部の状態は加齢等の自然経過を超えるものではないが、転落事故は状態が悪化した一因と考える。」と述べているところ、J医師は、同年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、要旨、「腰部脊柱管狭窄症については、病名自体が加齢による退行変化によるもので、労災とは認められないこと、既往歴がはっきりしており、開窓術まで受けていることから、労災案件とは認められない。」と述べており、K医師は、同年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「請求人の腰椎に認められるヘルニアやすべり症の病態は外傷によるものではなく、時間を経て生じてきた変化であると考えられる。平成〇年〇

月○日の腰椎椎弓切除手術後の腰椎MR I 画像では腰椎の多椎間の椎間板症が残存しているが、この状態は通常の日常生活でも椎間板の変性が進み、更なる腰部症状や神経根症状を来す可能性がある状態であることから請求人の本件傷病と本件災害との間に相当因果関係を認めることはできない。」と述べている。

- (3) 上記 I 医師は、本件災害が請求人の腰部の状態の悪化をもたらした可能性に言及しつつも、請求人の既往症と認められる傷病の自然経過を超えるものではないと所見しており、いずれの医師の見解によっても、請求人の本件傷病と本件災害との間に相当因果関係は認められない。

この点、当審査会として、改めて請求人の画像所見等を含む一件記録を精査したが、上記各医師の見解は妥当であり、請求人の本件傷病は、医学的にみて、請求人の既往症が自然経過の中で悪化したものとみるのが相当であると判断する。

したがって、当審査会としても、請求人の本件傷病と本件災害との間に相当因果関係を認めることはできず、請求人に認められた本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- (4) 請求人らは、L 医師作成の診断書を根拠に、請求人は、本件災害後、早い段階から腰の痛みを訴えていた旨主張するところ、確かに、同診断書によれば、平成○年○月○日のカルテに「今回の事故後、歩くと左腰痛、臀部／大腿痛がでてきた」との記載があり、請求人には動作時に左腰痛等が生じていたことが認められるが、請求人が安静時には痛みを感じなかった旨述べていること、本件災害による腰椎の骨傷を認めていないことを併せ勘案すると、本件災害が請求人の本件傷病を明らかに増悪させる程度のものであったとみることはできない。

- (5) 請求人のその余の主張及び一件記録を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。